

特定非営利活動法人 I C T リハビリテーション研究会定款

令和6年4月14日 作成
令和7年10月20日 改訂

特定非営利活動法人 I C T リハビリテーション研究会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 I C T リハビリテーション研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、日常生活に障害を有するあるいは可能性のある人々に対して、豊かな生活を実現するための I C T (Information and Communication Technology) の利活用技術の発展・普及および研究を通じて、学術・文化・産業の振興に寄与することを目的とし、また対象の方々に対して主体的で適切な I C T 利用活用のコーディネートができる人材を育成することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① I C T とリハビリテーション・医療福祉に関するイベント、研修会及び情報提供事業
- ② I C T とリハビリテーション・医療福祉の用具等の作成に関する認定講座事業
- ③ I C T とリハビリテーション・医療福祉に関する用具、製品の企画開発事業
- ④ I C T を利活用した災害時支援の研究開発事業
- ⑤ オープンソース技術を活用し、リハビリテーション・医療福祉分野における支援機器、ソフトウェア、教育教材等の開発および普及を行う事業
- ⑥ I C T を活用し、実践的な創作活動（手を動かして試作・制作・改良を行う活動）を通じて、社会課題の解決および地域社会の向上に寄与する事業
- ⑦ 多様な組織と連携・協働に取り組むネットワークシステムづくり事業
- ⑧ 個人の生活環境および法人の事業環境におけるバリアフリー化、I C T 利活用、働き方改善等に関する支援およびコンサルティング事業
- ⑨ 本法人の目的に関連する機器および用具のレンタル・リース事業
- ⑩ 前各号に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言に係る事業（書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の発行や必要な材料や物品の斡旋及び販売事業を

含む。)」

⑪その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①ユニバーサル製品開発普及に関するコンサルティング事業

②物品の斡旋及び販売事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その他の事業から生じた収益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し運営に関する目的で入会した個人

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助する目的で入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員の総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 林 園子

副理事長 濱中直樹

副理事長 原 亮

理事 木村朋道

理事 伊藤 彰

理事 魚谷和正

理事 真珠宗彦

理事 大友奈緒

理事 田染佐夏

理事 小林大作

理事 小池祐士

理事 小林大祐

理事 南谷和範

監事 上原亮介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員個人	0円
	団体	0円
	一般会員個人	0円
	団体	0円
	賛助会員個人	0円
	団体	0円
(2) 年会費	正会員個人	10,000円
	団体	50,000円
	一般会員個人	10,000円
	団体	50,000円
	賛助会員個人一口	10,000円 (一口以上)
	団体一口	50,000円 (一口以上)

- 7 この法人の設立当初の事業年度は、附則4の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。.

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人ICTリハビリテーション研究会

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、事業の基盤を確立し、この法人の役員を通じた呼びかけにより利用者へのPRに注力するとともに、会員増強に努める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3970】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関するイベント、研修会及び情報提供事業	ICTとリハビリテーション・医療福祉の活用について市民や専門家に普及啓発するためのイベントや研修会を開催する。テーマの例としては、市民公開講座として「3Dプリントがもたらす福祉の未来」、専門家向け研修会として「ICTを活用した最新リハビリ技術」など。また COCRE HUB（ウェブサイト上の情報共有プラットホーム）を通じたオンラインでの学習コンテンツの提供を行う。	成立の日～令和8年3月31日まで 市民向けイベント：年4回（3月、6月、9月、12月を予定） 専門家向け研修会：通年（月1回程度）	品川区内の貸会議室、この法人の主たる事務所、インターネット上	10人	東京都を中心とする市民一般及び医療福祉従事者	市民公開講座毎回100名程度 専門家向け研修会毎回30名程度	1,660
ICTとリハビリテーション・医療福祉の用具等の作成に関する認定講座事業	3Dプリンターを用いた自助具や医療福祉用具の作成技術を普及し、資格認定を通じて専門人材を育成する。 養成講座として、初級：Tinkercad（ソフトウェア）を用いた簡単な3Dモデルの設計 中級：災害時に必要な道具の設計と応用 上級：医療福祉現場での活用を目的としたプロフェッショナル講座など を実施し、資格認定を行う。	成立の日～令和8年3月31日まで 初級：年6回（奇数月） 中級・上級：年2回（春・秋） オンライン講座は通年	この法人の主たる事務所、インターネット上	10人	医療福祉従事者	初級・中級講座：一般医療福祉従事者、各回30名程度 上級講座：医療福祉に従事する有資格者、各回15名程度	830
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関する用具、製品の企画開発事業	ICT技術を活用し、障がい者や高齢者が日常生活をより快適にするための福祉用具や製品を企画・開発する。 福祉機器メーカーとの共同研究開発（例：簡易スイッチベースの開発）や デザインコンテストを通じて優秀な3Dモデルの	成立の日～令和8年3月31日まで 企画開発：通年 デザインコンテスト：年1回（8月）	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者	開発プロジェクト：専門家チーム10名程度 プロジェクトコンテスト応募	415

	選考を行い、COCRE HUB（ウェブサイト上の情報共有プラットホーム）を通じて広く一般に情報提供を行う。	～10月)				者：50～100名／回	
ICTを利活用した災害時支援の研究開発事業	災害時に迅速かつ適切に対応できるリハビリテーション支援体制やICTツールの開発を行う。活動例としては災害時用の簡易福祉用具（ポータブルスイッチ、片手で使用可能な道具）の開発。また各地域での災害時にリハビリテーションを継続するための支援体制を研究するワークショップの実施など。	成立の日～令和8年3月31日まで 研究開発：通年 ワークショップ：年1回（11月）	この法人の主たる事務所及びインターネット上	4人	医療福祉従事者及び市民一般	研究開発チーム：医療従事者、技術者、行政関係者など10名 ワークショップ参加者：医療福祉従事者、地域住民、各回10名	250
オープンソース技術を活用し、リハビリテーション・医療福祉分野における支援機器、ソフトウェア、教育教材等の開発および普及を行う事業	3Dプリンターを用いて作成する自助具等の3Dモデル作成とオープンソース化、それを用いた寸法調整や3Dプリントが簡易に可能なソフトウェアの開発、それらの使用方法等を記したe-Learning教材などの開発および普及のためのウェブプラットフォーム「COCRE HUB」の開発と維持。	成立の日～令和8年3月31日まで 支援機器の開発、ソフトウェア、教材の開発および普及活動：通年	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、教育機関関係者など、のべ500名	450
ICTを活用し、実践的な創作活動（手を動かして製作・制作・改良を行う活動）を通じて、社会課題の解決および地域社会の向上に寄与する事業	ICTや3Dプリンタ等デジタル工作機械を用いて、社会課題解決および地域課題の解決を目的とした、当事者参加型の製作と改善を繰り返すワークショップやレクチャー講義の開催および効果的なワークショップの方法論の研究を行う。	成立の日～令和8年3月31日まで ワークショップ開催：2月に3日間 方法論の研究：通年	関東近郊の公共スペースおよびオンライン	10人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、教育機関関係者など50名	120

多様な組織と連携・協働に取り組むネットワークシステムづくり事業	COCRE HUB 上のコラボレーターや連携団体などと、障害当事者や医療ケア従事者が、安心して協働できるための規定やウェブシステム等の作成の準備。必要に応じて弁護士等有識者を交えた相談。オンラインや対面での交流の機会の作成。	成立の日～令和 8 年 3 月 31 日まで規定やウェブシステムの準備：2 月オンライン交流会：3 月	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10 人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、当時教育機関関係者など 50 ～ 100 名	100
個人の生活環境および法人の事業環境におけるバリアフリー化、ICT 利用、働き方改善等に関する支援およびコンサルティング事業	障害者等の個人を対象に、自宅や施設にて、ICT や 3D プリンタなどを活用した生活環境のバリアフリー化事業を行う。 法人の事業所内でも、その法人の障害者従業員等の働き方改善のための ICT や 3D プリンタなどを活用した環境改善およびコンサルティング事業を行うための準備を行う。	成立の日～令和 8 年 3 月 31 日まで個人に対して：2 月より月 1 件程度法人は本年度は準備のみ	委託先およびこの法人の主たる事務所、オンライン	5 人	市民一般、法人一般	市民一件あたり 1 ～ 2 名、今年度は 2 名	45
本法人の目的に関連する機器および用具のレンタル・リース事業	個人や法人を対象に、ICT や 3D プリンタを活用して簡単に課題解決のための道具作成を体験できる機器のレンタル・リース事業の準備	成立の日～令和 8 年 3 月 31 日まで本年度は実施予定なし	この法人の主たる事務所、オンライン	0 人	医療福祉従事者及び市民一般、教育機関	0 人	0
前各号に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言に係る事業（書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の発行や必要な材料や物品の斡旋及び販売事業を含む。）	全各号に関する展示会出展や、普及状況等に関する調査研究活動、普及啓発ができる人材の育成や、公的補助の必要性を訴えるための政策提言に向けた準備活動。前各号に関する書籍等出版物の作成と販売。3D プリント自助具や ICT を活用したリハビリテーションに関する道具の作成に必要な材料や物品の斡旋や販売。	成立の日～令和 8 年 3 月 31 日まで展示会出展：10 月調査研究および政策提言に向けた準備：今年度は実施しない出版物の作成と販売：2 月～材料や物品の斡旋や販売：1 月～	この法人の主たる事務所及びインターネット上	5 人	医療福祉従事者及び市民一般	研究開発チーム：医療従事者、技術者、行政関係者など 20 名ワークショップ参加者：医療福祉従事者、地域住民、各回 30 名	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ユニバーサル 製品開発普及 に関するコン サルティング 事業	企業が開発した製品および開発準備中の製品 に関する、ユニバーサル化等に関するコンサ ルティング事業の準備	今年度は 実施予定 なし	委託先企 業または この法人 の主たる 事務所及 びインターネ ット上	0	0
物品の斡旋及 び販売事業	リハビリテーション・医療福祉現場での ICT 等利活用技術の発展と当事者の主体的利用に 関わりのない物品の斡旋および販売のための 準備	今年度は 実施予定 なし	委託先企 業または この法人 の主たる 事務所及 びインターネ ット上	0	0

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人ICTリハビリテーション研究会

1 事業実施の方針

2年目は、事業規模及びこの法人の役員を通じた呼びかけにより利用者の規模を2倍程度まで拡大する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【9409】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関するイベント、研修会及び情報提供事業	ICTとリハビリテーション・医療福祉の活用について市民や専門家に普及啓発するためのイベントや研修会を開催する。テーマの例としては、市民公開講座として「3Dプリントがもたらす福祉の未来」、専門家向け研修会として「ICTを活用した最新リハビリ技術」など。また COCRE HUB（ウェブサイト上の情報共有プラットホーム）を通じたオンラインでの学習コンテンツの提供を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで 市民向けイベント：年4回（3月、6月、9月、12月を予定） 専門家向け研修会：通常年（月1回程度）	品川区内の貸会議室、この法人の主たる事務所、インターネット上	10人	東京都を中心とする市民及び医療福祉従事者	市民公開講座毎回100名程度専門家向け研修会毎回30名程度	3650
ICTとリハビリテーション・医療福祉の用具等の作成に関する認定講座事業	3Dプリンターを用いた自助具や医療福祉用具の作成技術を普及し、資格認定を通じて専門人材を育成する。養成講座として、初級：Tinkercad（ソフトウェア）を用いた簡単な3Dモデルの設計 中級：災害時に必要な道具の設計と応用 上級：医療福祉現場での活用を目的としたプロフェッショナル講座などを実施し、資格認定を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで 初級：年6回（奇数月） 中級・上級：年2回（春・秋） オンラインデマンド講座は通常年	この法人の主たる事務所、インターネット上	10人	医療福祉従事者	初級・中級講座：一般医療福祉従事者、各回30名程度 上級講座：医療福祉に従事する有資格者、各回15名程度	2325
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関する用具、製品の企画開発事業	ICT技術を活用し、障がい者や高齢者が日常生活をより快適にするための福祉用具や製品を企画・開発する。福祉機器メーカーとの共同研究開発（例：簡易スイッチベースの開発）やデザインコンテストを通じて優秀な3Dモデルの選考を行い、COCRE	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで 企画開発：通常年 デザインコンテスト：年1回（8月）	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者	開発プロジェクト：専門家チーム10名程度 プロジェクトコンテスト応募	1162

	HUB（ウェブサイト上の情報共有プラットホーム）を通じて広く一般に情報提供を行う。	～10月)			者：50～100名／回	
ICTを活用した災害時支援の研究開発事業	災害時に迅速かつ適切に対応できるリハビリテーション支援体制やICTツールの開発を行う。活動例としては災害時用の簡易福祉用具（ポータブルスイッチ、片手で使用可能な道具）の開発。また各地域での災害時にリハビリテーションを継続するための支援体制を研究するワークショップの実施など。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで 研究開発：通年 ワークショップ：年2回（5月、11月）	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者及び市民一般	研究開発チーム：医療従事者、技術者、行政関係者など10名 ワークショップ参加者：医療福祉従事者、地域住民、各回10名
オープンソース技術を活用し、リハビリテーション・医療福祉分野における支援機器、ソフトウェア、教育教材等の開発および普及を行う事業	3Dプリンターを用いて作成する自助具等の3Dモデル作成とオープンソース化、それを用いた寸法調整や3Dプリントが簡易に可能なソフトウェアの開発、それらの使用方法等を記したe-Learning教材などの開発および普及のためのウェブプラットフォーム「COCRE HUB」の開発と維持。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで 支援機器の開発、ソフトウェア、教材の開発および普及活動：通年	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、当教育機関係者など、500名
ICTを活用し、実践的な創作活動（手を動かして試作・制作・改良を行う活動）を通じて、社会課題の解決および地域社会の向上に寄与する事業	ICTや3Dプリンタ等デジタル工作機械を用いて、社会課題解決および地域課題の解決を目的とした、当事者参加型の試作と改善を繰り返すワークショップやレクチャー講義の開催および効果的なワークショップの方法論の研究を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで ワークショップ開催：2月に3日間方法論の研究：通年	関東近郊の公共スペースおよびオンライン	10人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、教育機関係者など100名

多様な組織と連携・協働に取り組むネットワークシステムづくり事業	COCRE HUB 上のコラボレーターや連携団体などと、障害当事者や医療ケア従事者が、安心して協働できるための規定やウェブシステム等の作成の準備。必要に応じて弁護士等有識者を交えた相談。オンラインや対面での交流の機会の作成。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで規定やウェブシステム維持：通年オンライン交流会：3月	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者及び市民一般	医療従事者、技術者、地域住民、障害者、当時教育機関関係者など100名	200
個人の生活環境および法人の事業環境におけるバリアフリー化、ICT利活用、働き方改善等に関する支援およびコンサルティング事業	障害者等の個人を対象に、自宅や施設にて、ICTや3Dプリンタなどを活用した生活環境のバリアフリー化事業を行う。法人の事業所内でも、その法人の障害者従業員等の働き方改善のためのICTや3Dプリンタなどを活用した環境改善およびコンサルティング事業を行うための準備を行う。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで個人に対して：月1日で1件程度法人は年間5日間ずつ2件程度	委託先およびこの法人の主たる事務所、オンライン	5人	市民一般、法人一般	市民一件あたり1～2名、今年度は市民10名法人50名	80
本法人の目的に関連する機器および用具のレンタル・リース事業	個人や法人を対象に、ICTや3Dプリンタを活用して簡単に課題解決のための道具作成を体験できる機器のレンタル・リース事業の準備	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで事業準備：通年開始：12月～	この法人の主たる事務所、オンライン	5人	医療福祉従事者及び市民一般、教育機関	試用：医療福祉従事者及び市民一般、教育機関 10人	80
前各号に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言に係る事業（書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の発行や必要な材料や物品の斡旋及び販売事業を含む。）	全各号に関する展示会出展や、普及状況等に関する調査研究活動、普及啓発ができる人材の育成や、公的補助の必要性を訴えるための政策提言に向けた準備活動。前各号に関する書籍等出版物の作成と販売。3Dプリント自助具やICTを活用したリハビリテーションに関わる道具の作成に必要な材料や物品の斡旋や販売。	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで展示会出展：10月調査研究および政策提言に向けた準備：助成申請の提出8月出版物の作成と販売：通年材料や物品の斡旋や販売：通年	この法人の主たる事務所及びインターネット上	10人	医療福祉従事者及び市民一般	研究開発チーム：医療従事者、技術者、行政関係者など20名ワークショップ参加者：医療福祉従事者、地域住民、各回30名	180

(2) その他の事業

(事業費の総費用【350】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ユニバーサル 製品開発普及 に関するコンサルティング事業	企業が開発した製品および開発準備中の製品に関する、ユニバーサル化等に関するコンサルティング事業の準備・営業	9月～	委託先企業またはこの法人の主たる事務所及びインターネット上	5	250
物品の斡旋及び販売事業	リハビリテーション・医療福祉現場でのICT等利活用技術の発展と当事者の主体的利用に関わりのない物品の斡旋および販売のための準備(斡旋品や仕入れ品リストの作成)	4月～ 通年	委託先企業またはこの法人の主たる事務所及びインターネット上	5	100

設立・定款変更用

R7年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人ICTリハビリテーション研究会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		260,000		0	260,000
正会員受取会費	95,000				
一般会員受取会費	55,000				
賛助会員受取会費	110,000				
2 受取寄附金		2,000,000		0	2,000,000
受取寄附金	2,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		1,000,000		0	1,000,000
受取補助金	1,000,000				
4 事業収益		4,700,000		0	4,700,000
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関するイベント、研修会及び情報提供事業	1,000,000				
ICTとリハビリテーション・医療福祉の用具等の作成に関する認定講座事業	2,500,000				
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関する用具、製品の企画開発事業	800,000				
ICTを利用した災害時支援の研究開発及び普及事業	0				
オープンソース技術を活用し、リハビリテーション・医療福祉分野における支援機器、ソフトウェア、教育教材等の開発および普及を行いう事業	0				
ICTを活用し、実践的な創作活動（手を動かして試作・制作・改良を行う活動）を通じて、社会課題の解決および地域社会の向上に寄与する事業	200,000				
多様な組織と連携・協働に取り組むネットワークシステムづくり事業					
個人の生活環境および法人の事業環境におけるバリアフリー化、ICT利活用、働き方改善等に関する支援およびコンサルティング事業	100,000				
本法人の目的に関連する機器および用具のレンタル・リース事業	0				
前各号に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言に係る事業（書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の発行や必要な材料や物品の販売及び販売事業を含む。）	100,000				
ユニバーサル製品開発普及に関するコンサルティング事業			0		
物品の斡旋及び販売事業			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
総収益計		7,960,000		0	7,960,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		520,000		0	520,000
役員報酬	120,000				
給与手当	400,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		3,450,000		0	3,450,000
業務委託費	1,200,000				
旅費交通費	500,000				
通信運搬費	400,000				
消耗品費	1,000,000				
印刷製本費	350,000				
事業費計		3,970,000		0	3,970,000
2 管理費					
(1) 人件費		720,000		0	720,000
役員報酬	120,000				
給料手当	600,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		3,150,000		0	3,150,000
消耗品費	100,000				
水道光熱費	500,000				
地代家賃	2,000,000				
支払手数料	50,000				
旅費交通費	100,000				
通信運搬費	400,000				
減価償却費					
管理費計		3,870,000		0	3,870,000
経常費用計		7,840,000		0	7,840,000
当期経常増減額【A】-【B】		120,000		0	120,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】		0		0	0
経理区分替額					
税引前当期正味財産増減額①+②+③-④		120,000		0	120,000
法人税、住民税及び事業税					
前期繰越正味財産額④-⑤					
前期繰越正味財産額④-⑤-⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					50,000

設立・定款変更用

R8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人ICTリハビリテーション研究会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費	260,000		0	260,000	
正会員受取会費	95,000				
一般会員受取会費	55,000				
賛助会員受取会費	110,000				
2 受取寄附金	5,000,000		0	5,000,000	
受取寄附金	5,000,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等	2,000,000		0	2,000,000	
受取補助金	2,000,000				
4 事業収益	6,480,000		420,000	6,900,000	
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関するイベント、研修会及び情報提供事業	2,000,000				
ICTとリハビリテーション・医療福祉の用具等の作成に関する認定講座事業	3,000,000				
ICTとリハビリテーション・医療福祉に関する用具、製品の企画開発事業	800,000				
ICTを利活用した災害時支援の研究開発及び普及事業	0				
オープンソース技術を活用し、リハビリテーション・医療福祉分野における支援機器、ソフトウェア、教育教材等の開発および普及を行う事業	0				
ICTを活用し、実践的な創作活動（手を動かして試作・制作・改良を行う活動）を通じて、社会課題の解決および地域社会の向上に寄与する事業	280,000				
多様な組織と連携・協働に取り組むネットワークシステムづくり事業					
個人の生活環境および法人の事業環境におけるバリアフリー化、ICT活用、働き方改善等に関する支援およびコンサルティング事業	200,000				
本法人の目的に関連する機器および用具のレンタル・リース事業	0				
前各号に関する広報活動、調査研究、普及啓発、人材育成、政策提言に係る事業（書籍、雑誌その他印刷物および電子出版物の発行や必要な材料や物品の斡旋及び販売事業を含む。）	200,000				
ユニバーサル製品開発普及に関するコンサルティング事業		300,000			
物品の斡旋及び販売事業		120,000			
5 その他の収益	0		0	0	
受取利息					
経常収益計	13,740,000		420,000	14,160,000	
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費	1,000,000		250,000	1,250,000	
役員報酬	400,000		250,000		
給与手当	600,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他の経費	8,409,000		100,000	8,509,000	
業務委託費	6,000,000		100,000		
旅費交通費	550,000				
通信運搬費	409,000				
消耗品費	1,100,000				
印刷製本費	350,000				
事業費計	9,409,000		350,000	9,759,000	
2 管理費					
(1) 人件費	1,080,000		0	1,080,000	
役員報酬	480,000				
給料手当	600,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他の経費	3,150,000		0	3,150,000	
消耗品費	100,000				
水道光熱費	500,000				
地代家賃	2,000,000				
支払手数料	50,000				
旅費交通費	100,000				
通信運搬費	400,000				
減価償却費					
管理費計	4,230,000		0	4,230,000	
経常費用計	13,639,000		350,000	13,989,000	
当期経常増減額【A】-【B】	101,000		70,000	171,000	
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計	0		0	0	
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計	0		0	0	
当期経常増減額【C】-【D】	0		0	0	
経理区分賃替額	70,000		-70,000		
税引前当期正味財産増減額①+②+③+④	171,000		0	171,000	
法人税、住民税及び事業税	171,000		0	171,000	
前期繰越正味財産額					
50,000					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥	151,000				